

平成 23 年度 第 7 回年金業務監視委員会 議事要旨

1 日時 平成 24 年 1 月 11 日（水）17:30～18:50

2 場所 中央合同庁舎第 2 号館 11 階 第 3 特別会議室

3 出席者

（委員会）郷原委員長 高山委員長代理 片桐委員 岸村委員 村岡委員 吉山委員
（総務省）主濱総務大臣政務官

新井行政評価局長 井波年金業務監視委員会事務室長 三宅総務課長
平野評価監視官 河合評価監視官

（厚生労働省）辻厚生労働副大臣

（年金局）今別府年金管理審議官 藤原総務課長 塚本事業企画課長
中村事業管理課長 尾崎年金記録回復室長

（大臣官房総務課）棚橋調査会議事務局長

（日本年金機構）紀陸理事長 薄井副理事長 松田理事 野口経営企画部長
本田財務部長 伊原記録問題対策部長 阿蘇国民年金部長

4 議事次第

厚生労働省・日本年金機構からのヒアリング

5 会議経過

（1）第 3 号被保険者不整合記録問題に関する調査会議における調査結果について

○ 辻厚生労働副大臣から、第 3 号被保険者不整合記録問題について、以下の発言があった。

- ・ 第 3 号被保険者不整合記録問題については、昨年 11 月に、いわゆる主婦年金追納法案を閣議決定して、国会に提出し、現在、継続審議となっている。同法案については、作成過程において、民主党 WT に年金業務監視委員会の意見書を資料として提出し、様々な議論を重ねて最終的な法案に至ったものである。
- ・ また、この問題が生じた原因と背景を明らかにすることによって、年金行政、年金業務の適正化と同種の問題の再発防止を図ることを目的として、昨年 6 月に第 3 号被保険者不整合記録問題に関する調査会議を設置した。
- ・ 調査会議では、昭和 61 年の第 3 号被保険者制度創設時からの運用改善等の変遷及びいわゆる「運用 3 号」の課長通知を出すに至った経緯の 2 点について調査を行い、昨年 12 月 28 日に最終的な報告書を取りまとめた。
- ・ 厚生労働省及び日本年金機構としては、今後、この報告書における指摘や今後の取組についての提言をしっかりと踏まえつつ、適正な年金行政、年金業務の推進に努めていきたいと考えている。

○ 厚生労働省から、資料に基づき、第 3 号被保険者不整合記録問題に関する調査会議報告書の概要について、説明があった。

上記の説明に対し、以下のような意見、質疑応答があった。

- ・ 当時の厚生労働省の政務は、行政に落ち度があると感じたので、運用 3 号という取扱いも仕方がないと考えたようだが、年金は、納付された保険料を公平

に給付していくことが求められている。行政に落ち度があれば、どこにどのような落ち度があったのかを明らかにし、それに対してどのように対処するのかということについて国民に意見を求め、事実を開示するということが本来必要だと思う。このことも一つの反省点になるのではないかという意見があった。

- ・ 報告書の記述では、市町村にも相当の責任があるというように読め、市町村の現場からの反応が懸念されるのではないかという意見に対して、報告書では、第3号被保険者資格を喪失した際の届出勧奨の仕方に不備があったということ記述しているが、それをもって市町村に責任があるというわけではないと理解している。また、第3号被保険者制度は、運営事務処理の面で非常に難しいという認識が制度創設時にあったにもかかわらず、それに対してしっかりとした体制がとられず、改善計画もないまま制度が発足してしまったという意味で行政に責任があると考えているとの回答があった。
- ・ 本来は立法によって問題解決すべきことが、年金記録回復委員会では了承されれば手続的にクリアされると考えてしまったという問題があると思うが、そういった手続上の問題点をどう考えているのかという質問に対して、報告書では、不整合記録保持者の迅速な救済を重視し、検討の早い段階で運用で解決できるとの判断に帰着した結果、法的措置が必要となる方策を無意識のうちに排除してしまったことを事実認定しているとの回答があった。
- ・ 第3号被保険者不整合記録問題は、旧社会保険庁における職員アンケートによって発覚したが、その後、日本年金機構においては現場の声を聞くシステムは確立しているのかという質問に対して、現場の声を捉えて仕事をしていくことが極めて大事であると考えており、職員提案やブロック本部などの現場から意見を出してもらおうなど、現場と本部との間で意思疎通を図り、実態を踏まえた運営の基本設計ができる取組をしているとの回答があった。
- ・ 今後も年金行政に関して様々な問題が表面化していくということは避けられないと思うが、その都度しっかりした検証をするというやり方を定着させてもらいたいとの意見があった。

(2) 平成24年度予算案（社会保険事業運営費）について

- 厚生労働省から、平成24年度予算案の主要事項及び年金記録問題対策の予算案について、資料に基づき説明があった。

上記の説明に対し、以下のような意見、質疑応答があった。

- ・ 紙台帳とコンピュータ記録との突合せについて、予算を効率的に活用するため、間違いがありそうなカテゴリーにフォーカスして取り組む方針はあるのかという質問に対して、来年度は受給者について業務を実施していくことになるが、サンプル調査の結果では、受給者は、厚生年金・国民年金のいずれも不一致の部分が結構あり、特に一部だけを取り出してやるというような状況にはないと考えているとの回答があった。
- ・ 厚生年金基金と国の記録の突合せに関する予算が今年度に比べて半減しているが、今年度中に解決するめどが立っているのかという質問に対して、今年度は、拠点を立てて集中的に処理するための経費を要したことから金額的に大き

くなくなったもので、来年度はその分減額となるが、突合せ業務は平成 25 年度の完了を目指して進めていくとの回答があった。

- ・ 基礎年金番号の重複の解消について、制度開始からかなり経過しているが、未だに重複している基礎年金番号が沢山あるということかという質問に対して、現在も転職の際などに基礎年金番号を重複して付番するケースが発生しているため、新規に重複して付番しないように入力段階でのチェックを重点的に取り組むとともに、来年度からは、重複が疑われる場合に本来の基礎年金番号を付番せず仮付番を行う運用を検討しているとの回答があった。
- ・ その他適用・保険料収納対策の推進等という項目において、年金記録問題を発生させないためとの記述があるが、同問題の発生と適用・収納対策は直接結び付かないのではないかという質問に対して、年金記録問題の処理のために年金機構の職員が取られて、適用収納対策が十分にできない状況を打開するための予算であるという意図でそのように表現したとの回答があった。
- ・ 適用・保険料収納対策の推進等について、こういったところにお金を掛け、どのような効果があるのかについて、改めて説明してもらいたいという意見があった。
- ・ 年金制度の信頼の維持のためには、年金に携わる関係者の質の向上に予算を組んでいかないといけないと思うが、市町村は、国民年金の事務費に関する交付金が足りない場合、市町村の財政に余力がなければ、仕事を省き、体制を縮小せざるを得ず、その結果として、仕事の専門性が薄れて現場の窓口の質が低下していき、新たな問題の種になりかねないとの意見があった。

○ 次回委員会の開催日程は、今後調整予定。

(注) 速報につき、訂正の可能性あり。

(文責 年金業務監視委員会事務局)